

平成十八年五月二十五日提出  
質問 第二七七号

北方四島交流の際に根室でとられた検疫手続きに関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

北方四島交流の際に根室でとられた検疫手続きに関する質問主意書

一 北方四島は外国領か。

二 四島交流の枠組みで北方四島を訪れた代表団が根室市に所在する港に入港する際にどのような検疫手続きがとられているか。また、このような検疫手続きをとる法令上の根拠を明らかにされたい。

三 平成十八年五月十九日から二十二日に行われた四島交流の枠組みにおける色丹島への訪問団に対し、「ご存じですか〈海外から北海道への植物の持ち込みと植物検疫〉」という書類が交付されたという事実があるか。

四 三の「ご存じですか〈海外から北海道への植物の持ち込みと植物検疫〉」という書類には、「海外から植物を持ち込む場合、すべて植物検疫が必要です。必ず植物検疫の検査をお受け下さい。」と記されていると承知するが、右は日本政府が色丹島を海外と認識していることを示すものか。

五 平成十八年五月十九日から二十二日に行われた四島交流の枠組みにおける色丹島への訪問団に対し、「ご存じですか〈海外から北海道への植物の持ち込みと植物検疫〉」という書類が交付されたことは、北方四島が我が国固有の領土であるとする政府の基本的立場と矛盾しないか。

右質問する。